

（仮称）八尾市こども計画施策シート（案）

シートの構成

基本●「＜基本方向の名称＞」

（１）＜重点事項の名称＞

これまでの 主な取り組み	＜これまでの本市の取り組みを記載＞
国の方針 【こども大綱】	＜重点事項に関する「こども大綱」の該当項目を抜粋＞
課題	＜これまでの取り組みや各種アンケート調査から見えた課題を記載＞
今後の方向性 （具体的な施策）	○＜具体的施策の名称＞ ＜具体的施策の内容を記載＞
主な取り組み	○＜具体的な施策に関する取り組みを記載＞
指標	○＜取り組みの進捗を図る事業名、指標を記載＞

基本１「こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います」

（１）こども視点で考える社会づくり

これまでの 主な取り組み	・八尾市人権尊重の社会づくり条例に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組む中で、子どもの権利を尊重する意識の向上を図るため、「こどもの人権」をテーマにした研修や「子どもの権利条約」リーフレット配付などの取り組みを実施し、地域の大人や保護者のこどもの権利を尊重する意識の醸成を図るとともに、こどもに対して命の大切さや基本的人権の主体者であることの理解を深める取り組みを行いました。 ・こどもが自分の意見や意思に基づき、主体的に発言し、行動できる力を身につけ、社会の一員であることを意識できるよう、こどもの意見や提案を本市の施策や事業に反映できる取り組みを進め、あわせて、こどもがさまざまなことに興味を持ち、自由に意見を表し、集い、活動できるよう、こども向けの情報発信に努めました。
国の方針 【こども大綱】	【こども・若者の社会参画や意見反映】 ○地方公共団体等における取り組み促進 ・さまざまな機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進や意見を聴く取り組みが着実に行われるよう国のガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。 ・こどもに関わるルール等の制定や見直しの過程にこども自身が関与することは、こどもの意見表明権を保障し、当事者の視点からルールを見直し改善する契機にもなるとともに、学校や教育委員会等の先導的な取り組み事例について周知する。 ○社会参画や意見表明の機会の充実 ・こどもや若者が自由に意見を表明しやすい、環境整備と気運の醸成に取り組む。また、広く社会に対しても、こどもや若者の意見を表明する権利について周知啓発する。 ・こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法で、こども施策に関する十分な情報提供を行う。 ・こどもや若者の、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組む。 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ・すべてのこども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。

課題	・就学前アンケート調査では、こども基本法の精神の基盤になっている「子どもの権利条約」にある一般原則の認知度は1割半にとどまっています。 また、こども基本法において、こどもの意見表明や意見反映が規定されました。「こどもを権利の主体と位置付け、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利」が認められていますが、これを実現するために必要と思うものについてのアンケート回答では、「こどもの意見を聴く側のおとなが意識をもつこと」が最も高く、次いで「こどもが自由に意見を表明できる場所や機会をつくること」、「こどもに自由な意見が表明できる力をつけること」となっています。こどもの権利についての認知度は、高いとは言えない状況であり、今後一層、こどもの権利の理解の醸成に向けて、啓発することが必要です。 ・令和5(2023)年に施行された「こども基本法」では、こども施策を策定、実施、評価するに当たっては、こどもの意見を聴き、施策に反映させることが義務付けられました。「こどもまんなか社会」の実現にむけ、こどもと対話し、その意見を受け止めること、また、それをどのように施策に反映されたかをフィードバックすることが求められています。さらに、こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重するとともに、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図ることが求められており、こどもが自分に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。
今後の方向性 (具体的な施策)	○こどもの権利に関する普及啓発 こども基本法に基づき、「子どもの権利」についての周知を図るため、教育委員会とも連携し、市職員・教職員・保育者はもとより、当事者であるこどもを含め広く市民を対象とし、研修や情報発信等、さまざまな機会を活用し、啓発を行います。 こどもが自由に意見を表明しやすい、環境整備と気運の醸成に取り組みます。 ○こどもの意見表明の機会づくり こどもが自分の意見を主体的に発言できるよう、意見表明をする機会を確保します。 また、自分の意見を発言するためには、意見を形成する力が必要であることから、単に意見表明する機会をつくるだけでなく、自分の意思に基づき、主体的に発言し、行動できる力を身につけられるよう、情報提供や学習機会を確保するなど意見形成についての支援も進めます。 ○こどもの意見を反映する仕組みづくり すべてのこどもが自らの意見を安心して表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討します。聴取に当たっては、自ら声を上げにくいこどもの意見も取り入れられるよう留意します。 そのうえで、こどもの意見や提案を本市の施策や事業に反映できる仕組みをつくりまします。施策等への反映を検討するに当たっては「こどもにとって最善の利益」という視点に立ち、当事者の目線で検討します。また、反映した意見等については、当事者だけでなく市民へ広く発信し、こどもまんなか社会の実現につなげます。

主な取り組み	○こどもの権利についての啓発 ○こどもの主体性を高める取り組み ○こどもが意見表明する機会の確保 ○こどもに関することへ意見を反映する仕組みづくり
指標	○人権啓発事業の参加者数（ヒューマンフェスタ参加者数） ○こどもの意見聴取（常設型）意見件数

基本方向1「こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います」

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

これまでの 主な取り組み	・こどもが将来の夢や希望の実現に向けて進んでいく中で、働くことの意義や社会の一員として生活しなければならないことを考えるため、進路や就労について考える機会を提供し、自らの個性や適性等を理解したうえで、主体的に進路を選択する能力・態度の育成に取り組み、働くことへの理解を深めました。 ・すべてのこどもが健やかに生活できるよう、ボランティアやNPO、民間企業との連携・協働等を進め、身近なところで、こどもたちが放課後等に食事などを通じて安心して過ごせる居場所づくりを進めるなど、利用者のニーズに応じた安全で安心な居場所の提供を行いました。 ・男女共同参画社会づくりの視点から、子育てにおいて、固定的な性別役割分担意識をなくし、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を支援しました。
国の方針 【こども大綱】	○こどもまんなかまちづくり ・こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流の機会を生み出す空間の創出などの取り組みを推進する。 ○こども・若者が活躍できる機会づくり ・こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流を推進する。 ○居場所づくり ・こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。 ○こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消 ・男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取り組みを推進する。

課題	・こどもや子育て世帯が安心し、快適に日常生活を送ることができるようにするため、近隣地域の生活空間の形成を進める必要があります。 ・こどもが将来に夢や希望をもち、チャレンジする気持ちを育むためにも、さまざまな遊びや体験ができる機会を確保するとともに、活躍できる機会を確保する必要があります。 ・市内でこどもの居場所を運営している団体は増加傾向にあるなか、貧困解消アンケート調査では、こどもの居場所の利用について低い結果となっています。また、居場所の効果としては、小学生は「友だちの増加」、「生活の中に楽しみなことが増えた」、「気軽に話せる大人が増えた」という回答が多かった一方で、中学2年生は、「特に変化なし」という回答が一定数ありました。 居場所を必要とするこどもたちが、利用したい時に利用できるよう、情報発信の在り方や、利用しやすい居場所づくりについて検討する必要があります。 あわせて、中高生や若者が人や社会と関わり、主体的に活動でき、多様な大人や同年代の仲間と関われる場として、中高生や若者の居場所づくりについても、進める必要があります。 ・今後は、国が示した「こどもの居場所に関する指針」に基づき、従来の「こどもの居場所」だけではなく、時間、人との関係すべてがこどもにとっての「居場所」になり得ることから、当事者の意見を尊重する必要があるという認識のもと、居場所の在り方についても検討する必要があります。 ・男女共同参画社会づくりの視点において、今後は、こどもが性別に関わらず、さまざまな可能性を広げることができるよう、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する取り組みに関する啓発や情報発信を行い、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成が必要です。
----	--

今後の方向性 (具体的な施策)	○こどもまんなかまちづくり 子どもや若者の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や親同士・地域住民の交流機会の創出に資する空間の整備について検討します。 ○こどもが活躍できる機会づくり 豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うため、文化や遊びの伝承、スポーツ、さまざまな体験活動などの講座や各種教室を開催し、こどもがさまざまな遊びや体験ができる機会をつくります。 こどもが将来に夢や希望をもち、チャレンジする気持ちを育み、主体的に取り組むことができる機会を確保します。 さらに、こどもが自ら進路や就労について考え、自らの個性や適性等を理解したうえで、主体的に進路や職業等を選択することができるよう、職業体験など、さまざまな機会を検討します。 ○こどもが安心して過ごせる居場所づくり 前述の指針に基づき、あらゆる機会が居場所になりうるという認識のもと、市内公共施設の利用促進のほか、地域の人々が自主的・主体的に居場所づくりができるよう支援するとともに、ボランティアやNPO、民間企業との連携・協働を進めます。 また、居場所と感ずるかどうかは、こども自身が決めることであるため、居場所づくりを進めるにあたり、利用者のニーズに応じた安全で安心な居場所となるように努めます。 さらに、こどもが社会と関わり、主体的に活動できる場として、多様な大人や同年代の仲間と関われるような居場所づくりにも取り組みます。 ○こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消 家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、ジェンダーギャップを解消し、性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、互いを尊重し認め合う意識を醸成します。
主な取り組み	○こどもの学習や親睦、活動機会の確保 ○こどもが安心して過ごせる居場所づくり ○こどもが将来を考えるキャリア教育の充実
指標	○がんばる「八尾っ子」応援事業 表彰を受ける団体・個人数 ○子どもの未来応援推進事業 こどもの居場所延べ参加者数

基本方向1「こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います」

(3) 途切れることのないこどもへの支援

これまでの 主な取り組み	・令和4(2022)年10月にこども総合支援センター「ほっぷ」を開設し、こどもや子育てにおける身近な相談から、こどもの発達・児童虐待・いじめ・教育に関する相談まで総合的な相談体制を整備し、相談者の不安や悩みの解消を図りました。さらに、令和6(2024)年には、児童福祉法における「こども家庭センター」の位置づけで、母子保健と児童福祉が一体となり、相談支援体制の強化を図りました。 ・生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育につなげるため、こども総合支援センター「ほっぷ」において関係機関等と連携し、3～5歳児における未就園児に対する訪問を実施しました。 ・ヤングケアラーや家事・育児等に負担を抱える子育て家庭への支援に取り組み、こども及び子育て家庭の負担軽減と自立促進を図りました。 ・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を図るため、妊娠から出産後において、保健師・助産師等による面談を通じた「伴走型支援」と「経済的支援」を一体的に実施するとともに、乳幼児健康診査のさらなる充実を図りました。
国の方針 【こども大綱】	・こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。 ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育開始終了年齢や、成年年齢である18歳・20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て青年期へ移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。 ・こども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、家庭・学校・園・企業・地域などのあらゆる分野のすべての人々が相互に協力しつつ、関係機関や団体等が密接にネットワークを形成・協働しながら一体となって、こども・若者や子育て当事者を支える。
課題	・こども総合支援センター「ほっぷ」において、こども家庭センターとして、母子保健と児童福祉が一体となり、保健、福祉、教育等が、途切れることのない重なり合う支援を提供できるよう包括的な相談支援体制のさらなる強化を図る必要があります。 ・すべての妊産婦や子育て世帯、こどもに対する、虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援のため、児童福祉法に定める事業のみならず、地域のさまざまな主体が実施しているこどもの居場所や地域で行う子育てサロン等の取り組みなどの地域資源の開拓や情報発信の強化を図る必要があります。

今後の方向性 (具体的な施策)	○こども総合支援センター（ほっぷ）と多様な支援がつながる体制づくり 八尾市でこどもを生み育てて良かったと実感できるまちをめざし、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図るため、利用しやすい相談支援体制の強化や市民から見てわかりやすい情報提供を図ります。 八尾市として分野横断的に重層的支援体制を整えるにあたり、こどもに関する相談のマネジメント機関として、こども総合支援センター「ほっぷ」が中心となり、保健、福祉、教育等が、途切れることのない重なり合う支援が提供できるよう包括的な相談支援体制のさらなる強化を図ります。 すべての妊産婦やこども・子育て世帯が身近な地域で相談ができるよう、また、必要な支援につながりにくいこどもや子育て世帯が、アウトリーチ等を通じて継続支援につながるよう関係機関との連携を強化し、地域における相談体制の整備に取り組みます。 ○地域資源の把握及び開拓 地域全体のニーズ及び既存の地域資源の把握を行うとともに、ニーズに対して不足している場合は、地域、企業、社会福祉法人等のさまざまな主体とともに地域資源の開拓を進めます。推進にあたっては、八尾市地域福祉計画に掲げられている重層的支援体制整備事業における「地域づくりに向けた支援」と一体的に取り組みます。
主な取り組み	○こども総合支援センター「ほっぷ」を中心とした包括的な相談支援体制づくり ○地域資源の把握及び開拓
指標	○こども相談事業 子ども・子育てに関する総合相談件数 ○こども相談事業 地域資源の把握及び開拓に係る協議件数 ○子どもの未来応援推進事業 こどもの居場所把握件数

基本方向1「こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います」

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策

これまでの 主な取り組み	・すべてのこどもが生まれ育った環境によって左右されことなく、自分の将来に夢や希望をもって健やかに成長できるよう、こどもの生活環境に関わらず学習する機会が提供できるような支援や、勉強の悩みを聞いてもらえる仕組みづくりを進めました。 ・就労支援、住宅確保、若者支援、こどもの貧困対策、生活福祉資金貸付制度など、さまざまな機関や制度とつながり、生活困窮者の生活の安定に向けた支援を行いました。支援につながらない人や世帯に対しては、生活困窮相談窓口などのアウトリーチを通じて、誰ひとり取り残さない支援を行いました。 ・すべてのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として、児童手当の支給のほか、医療費助成、就学援助費等の公的な経済支援を行いました。
国の方針 【こども大綱】	○こどもの貧困対策 ・こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。 ・家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることのないよう教育の支援、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図る。 ・貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。 ・保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。 ・さまざまな支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高める。 ・こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。

課題

・国のこどもの貧困対策については、こども大綱を踏まえ、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと改正されました。こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならないこと」及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならないこと」が明記され、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するとされています。

本市においても、法の趣旨にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に進める必要があります。

・貧困解消アンケート調査では、保護者が身近にあればよいと考えるものについて、「無料で学習支援が受けられる場所」、「放課後や休日に勉強などができる場所を利用できること」が上位となっており、こどもの学習への関心や希望が高いことがわかります。

また、困窮度別にみると「家族旅行（日帰りのおでかけを含む）ができなかった」という項目についての差が大きく、家族の経済状況がこどものさまざまな経験にも影響を及ぼす可能性が考えられます。

生まれ育った環境によって左右されることがないよう貧困の連鎖を断ち切る必要があり、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることが重要です。

・貧困解消アンケート調査では、保護者の就労状況別に家計状況をみると、「正規群」は「非正規群」と比べ、「貯蓄が出来ている」の割合が高くなっています。一方、「非正規群」は「正規群」と比べ、家計状況が「赤字である」の割合が高いという対照的な状況となっており、保護者の就業状況により貯蓄ができるか否かなど生活の安定に大きな影響を及ぼしている可能性があります。

雇用・就労に関わる関係機関と連携し、安定した生活ができるような就労支援が必要です。

・貧困解消アンケート調査では、就学援助の利用状況について、可処分所得の結果から考えても、本来受けることができる世帯があると思われるが利用率が低く、また、利用しない理由については、ほとんどが「自身が該当しない」という回答でした。必要な人に必要な制度を正しく知らせ、スティグマを無くして受けやすくする工夫が必要です。

また、国や大阪府では、修学に係るさまざまな制度が創設されていますが、申請が必要なものが多く、制度の対象であっても利用できていない現状がみられました。

今後は、必要とする人がスムーズに手続きができるような情報発信や支援が必要です。

今後の方向性 (具体的な施策)	○すべてのこどもの学びをかなえる教育の支援 こどもが自己の能力や可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、こどもたちの基礎学力の向上と学習習慣を定着させるとともに、さまざまな大人やロールモデルとなる大学生と関わりながら豊かな人間性を育むことで自己肯定感や自己有用感を高め、こども自らが未来を切り拓く「生きる力」を持てるよう、支援体制の充実を図ります。 ○こどもの教育や生活にかかる経済的支援 家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まることがないように、就学援助等の公的な給付や、奨学金、貸付金等により教育や生活に必要な経済的支援を行います。 ○生活の安定に資するための支援 安定した生活が送れるよう、雇用・就労に関わる関係機関と連携し、就労支援を行います。 また、制度を利用するにあたり、申請が必要になることが多いことから、DXの推進等、デジタル技術の活用によって一人ひとりのニーズに寄り添い、市民に優しいサービスの実現を進めます。 さまざまな関係機関が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取り組みを推進し、必要な人へ必要な支援が届くような取り組みを進めます。
主な取り組み	○生活困窮世帯やひとり親世帯のこどもの生活・学習支援 ○生活困窮世帯への自立に向けた就労支援
指標	○子どもの未来応援推進事業 八尾こども未来塾への延べ参加人数 ○生活困窮者自立支援事業 就労支援対象プランを作成した者のうち、一般就労開始または増収につながった者の割合

基本方向１「こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います」

（５）多文化共生の推進

これまでの 主な取り組み	・外国人家庭への子育て支援を図るため、日本語指導補助員、支援員として通訳を学校に派遣するとともに、言語介助員を配置し、日本語指導を必要とする児童・生徒・保護者の支援を行いました。 ・すべてのこどもの健やかな成長を支えるため、子育て支援の情報を多言語化や通訳対応により提供するとともに、必要な支援やサービスにつなぐ体制の充実に努め、相談体制の充実に努めるとともに、外国人の保護者に対して、必要な情報が提供できるような体制づくりに取り組みました。 ・こどもが学校や認定こども園等で、自らの文化のアイデンティティをもっていきいきと過ごし、学び、育つことができるように、日本語指導をはじめとする支援を行いました。
国の方針 【こども大綱】	○外国につながる子どもへの支援 ・在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進する。
課題	・本市には従来から、多様な文化的背景を持って暮らす外国につながる市民がおり、今後、さらに外国人労働者とその家族の増加も見込まれます。また、その中には、外国人に対する差別や偏見、職場や学校での人間関係に悩みを抱える人もいます。外国人市民の多様化に伴い、課題も複雑化する中、外国につながるこどもたちの生活においても、さまざまな支援が必要となっています。 ・国際化が進む中、本市で暮らす外国人市民の増加に伴い、外国につながりがあるこどもも増加しています。外国につながるこどもは、日本語指導が必要であったり、文化的な違いから生活等への適応が難しいことがあり、一人ひとりの状況に応じた日本語教育・指導の一層の充実や相談体制の強化が必要です。 ・こどもが抱えるさまざまな背景を踏まえて、アイデンティティや自己肯定感を高めるための取り組みが求められています。 ・外国につながりがあるこどもが増加していることを踏まえ、そのようなこどもたちが自分のルーツを受け入れるとともに、さまざまな国の文化を理解し、互いに尊重される多文化共生のまちづくりが必要です。

今後の方向性 (具体的な施策)	○外国につながるこどもへの支援 外国につながるこどもの健やかな成長を支えるため、今後も情報の多言語化や通訳対応により提供するとともに、必要な支援やサービスにつなぐ体制の充実を図ります。 また、コミュニケーションに困難を有する親がこどもに頼らざるを得ないことのないよう相談体制の充実を図るとともに、外国人の親に対して、必要な情報が提供できるような仕組みづくりを進めます。 関係機関とも連携しながら、日本語指導補助員・支援員の有効活用や安定的な確保をめざすとともに、帰国・外国人児童・生徒の受入体制等のさらなる整備を行います。 ○文化の多様性を認め合うこども子育て環境の醸成 研修や学校からの発信、関係機関との連携を通して、すべての学校で多文化共生教育を推進し、外国につながるこどものアイデンティティや自己肯定感が高められる取り組みを推進します。 外国につながるこどもをはじめ、市民が多文化共生・国際理解に関する学習や交流を行う機会の充実を図ります。
主な取り組み	○外国語による相談・情報発信 ○国籍、文化の違いを認め合う地域社会づくり
指標	○帰国・外国人児童生徒受入等支援事業 授業の内容がよくわかったと回答した児童生徒の割合 ○多文化共生推進事業 外国人相談事業件数

基本方向１「こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います」

（６）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

これまでの 主な取り組み	・障がいのあるこどもの健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのあるこども及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図りました。また、医療的ケアが必要なこどもへの対応を含め、一人ひとりの成長や状況に応じた適切な支援や障がい児福祉計画に基づく障がい児支援、教育等を提供しました。 ・気軽に相談できる体制の充実や、障がいに対する捉え方が多様化する中で、相談への対応ができるよう、大阪府をはじめとする関係機関との連携を強化しました。
国の方針 【こども大綱】	・こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者、発達特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中でその発達や将来の自立、社会参加を支援する。 ・特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。 ・障がいの有無に関わらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。 ・医療的ケア児、聴覚障がい児など専門的支援が必要なこども・若者とその家族への対応のため、地域における連携体制を強化する。 ・障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続や・移行にむけた準備を保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。 ・特別支援教育については、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに完全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みを一層進める。障がいのあるこども・若者の生涯にわたる学習期間の充実を図る。 ・慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、成人後も切れ目のない医療費助成が受けられるよう、指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病は速やかに指定難病に追加していく。また、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進する。

課題	・障がいのあるこどもの支援については、乳幼児健診等を活用し、障がいの早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実していく必要があります。 また、地域生活支援拠点等の充実や相談支援事業所との連携等による地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することが必要です。 ・医療的ケア児、聴覚障がい児など専門的支援が必要なこどもとその家族への対応のための地域における連携体制を強化することが必要です。 ・障がいの特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実が必要です。
今後の方向性 (具体的な施策)	○障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域づくり 障がい児の障がい種別や年齢等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制を構築します。 円滑かつ適切な支援を行うため、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と緊密な連携を図ります。 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターを地域の障がい児支援の中核機関として、児童発達支援、放課後等デイサービスや認定こども園等を含む関係機関等と連携・協力しながら支援を行う体制の構築を図ります。 重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児など、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備を図ります。 障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対して継続的な相談支援を行うため、障がい児相談支援の利用を促進するとともに質の向上を図り、支援の提供体制の確保に取り組みます。 精神又は身体に障がいを有する児童について福祉の増進を図るために、特別児童扶養手当を支給し、障がいのある子どもがいる家庭の生活の安定を図ります。 ○障がいのあるこどもの学びの充実 「共に学び、共に生きる」教育を基本とし、学び合う授業や互いに違いを認め合い、支え合う集団づくりをめざす教育、一人ひとりの児童生徒を尊重する教育を推進し、全校的な支援体制のもと、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進します。 ○慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について健全育成の観点から、疾病の治療方法の確立と普及、また患児家庭の医療費負担軽減を図るため、その医療費の自己負担の一部を助成するとともに、小児慢性特定疾病児童や身体障がい児等の医療的ケアを必要とする児童等の相談支援を行います。
主な取り組み	○障がいのある子どもへの支援の充実 ○特別支援教育の充実 ○慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援

指標	○児童発達支援センター事業 通所児童数（第1センター・第2センター） ○障がい児支援事業 児童発達支援、放課後等デイサービスの実利用者数 ○特別支援教育推進事業 支援を要する児童・生徒の課題改善率
----	--

基本方向１「こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います」

（７）児童虐待防止対策の充実及びヤングケアラー等への支援

これまでの 主な取り組み	・要保護児童対策地域協議会を中心に、こどもを守る環境づくりを進めるとともに、児童虐待の未然防止・早期発見、関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施しました。 ・関係機関と緊密に連携し、子育て世帯の不安や悩みに対する相談等を通じ、子育て世帯のさまざまな課題に寄り添い支援をすることで、児童虐待予防に取り組みました。 ・子育てパートナーが子育てに関して不安や悩みを抱えている家庭を訪問し、相談やアドバイスなどを行うことで、保護者の身体的・精神的安定を確保し、子育て家庭の適切な養育の実施につなげました。 ・中学卒業後のヤングケアラーの実態調査を行うとともにヤングケアラーを含めた家事・育児等に負担を抱える子育て家庭への支援に取り組み、こども及び子育て家庭の負担軽減と自立促進を図りました。また、市立小・中学校における学校生活アンケートを通じて、子どもの状況の把握に努め、子どもの気持ちに寄り添いながら困りごとの解消に向けた支援を行いました。
国の方針 【こども大綱】	○児童虐待防止対策等のさらなる強化 ・こども家庭センターが、地域の保育所、学校等や民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取り組みを強化する。 ・孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組む。 ○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ・社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進める。 ○ヤングケアラーへの支援 ・ヤングケアラーに対して、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていく。

課題	・全国的に児童虐待の相談件数は増加しており、本市においても児童虐待相談・通告数は年々増加していることから、児童虐待に対する対策が求められます。 ・児童虐待の未然防止、早期発見・対応のため、こどもに関わる関係機関等の連携体制を強化するとともに、地域住民が当事者意識を持ち、地域住民相互でこどもを守る意識を醸成していくことが必要です。 ・社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援等の取り組みを進めることが必要です。 ・ヤングケアラーは、本人や家族に自覚がないことが多いことから、ヤングケアラーへの市民理解を深める情報を発信するとともに、ヤングケアラーを早期に発見するためのアウトリーチや、学校や医療機関、福祉事業者などによる、適切な支援を提供するための情報連携が必要です。 ・ヤングケアラーの置かれている状況は、家庭ごとにさまざまであり、求める支援も多様で複合的な状況となっています。そのため、当事者支援を通して積極的な情報収集を図り、ヤングケアラーが実際に求める支援の内容を把握し、適切なサービスを提供していくことが必要です。 ・個別支援においては、複合的な課題の解決を図るために、こども総合支援センター「ほっぷ」にて、関係機関との連携を図り、総合調整機関として支援をコーディネートしていくことが必要です。
----	--

今後の方向性 (具体的な施策)	○児童虐待防止対策等のさらなる強化 児童虐待を社会全体で予防するため、学校、認定こども園をはじめ、関係機関等への研修を行うとともに、市民に向けた広報・啓発を実施することにより地域でこどもを見守る体制を強化し、児童虐待の発生予防や早期発見に対する意識の醸成に取り組みます。 児童虐待の発生予防、早期発見及びこどもとその家庭への適切な援助を引き続き行うために、要保護児童対策地域協議会の機能強化に向け、さらに取り組みを進めます。あわせて、こども総合支援センター「ほっぷ」の専門職の配置を充実し、体制強化を図りつつ、児童虐待防止の取り組みを進めます。さらに、複雑化・多様化する虐待に職員が適切に対応できるよう、研修会や事例検討を行うなど職員の資質の向上を図ります。 子育てに困難を抱える子育て家庭に寄り添いながら、その家庭に応じた援助方策に基づく支援を行います。 乳幼児健康診査の未受診家庭を把握し、必要な支援を行い、保護者の子育て不安やストレス軽減を図り、児童虐待の未然防止に取り組みます。 ○社会的養育を必要とすることどもに対する支援 悩みや困難を抱える保護者を発見し、必要な支援が切れ目なく届くよう、行政だけでなく地域やNPOと連携しながら、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、社会全体でフォローする体制の充実を図ります。 ○ヤングケアラーへの支援 ヤングケアラーに必要な支援につなぐため、ヤングケアラーへの理解を深める情報を発信するとともに、ほっぷと関係機関の連携や、積極的な情報収集を図り、相談しやすい環境づくり、相談支援体制の強化を進めます。
主な取り組み	○児童虐待の防止 ○社会的養育体制の充実 ○ヤングケアラーへの支援
指標	○児童虐待対策事業 児童虐待相談件数（総合相談の内数） ○乳幼児健康診査事業 4か月児健康診査の受診率 ○こども相談事業、児童虐待対策事業 児童育成支援拠点事業（居場所）、子育て世帯訪問支援事業（ヘルパー派遣）、要支援児童等見守り強化事業（配食）の利用件数

基本方向1「こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います」

(8)こどもの心身の安全を守る取り組み

これまでの 主な取り組み	・平成 31(2019)年に「八尾市自殺対策推進計画～ほっとかれへん、自殺予防はみんなの思い～」を策定し、自殺対策に関する普及啓発や、自殺対策を支えるゲートキーパーの養成、「生きる」を支援するための連携・ネットワークの強化、自殺未遂者・自死遺族の相談支援等を行い、総合的な自殺対策の取り組みを進めてきました。令和 6 (2024)年 3 月には後継計画である「八尾市自殺対策推進計画（第 2 次）」を策定し、生きることの包括的な支援を推進しています。 ・地域全体でこどもを見守り、犯罪等の被害に遭わないように、地域と行政が連携を図り、道路等における防犯灯や防犯カメラの整備、防犯・防災に対する啓発活動、SNS の危険性の啓発活動、消費者教育や交通安全教育、公園等公共施設における防犯上の死角を減らすための取り組みなどを行うとともに、通学路の安全確保に向けた取り組みを図りました。 ・青少年会館では、児童・生徒を対象に、さまざまな体験活動を通じて児童の成長を支援する事業の実施を通じ、「生きる力」を育成するとともに、青少年の健全育成を図りました。また、児童・生徒が安全・安心な居場所を確保できる環境づくりを行いました。 ・青少年の健全育成については、地域における青少年の健全育成や非行防止に対する住民の意識の向上に取り組むとともに、青少年ボランティアを育成するなど、ボランティア体験を通じた若者の健全育成と将来の青少年健全育成の活動を支える人材育成に取り組みました。
国の方針 【こども大綱】	○犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ・こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することがすべてのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める。 ・こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて体系的な安全教育を推進する。こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進める。 ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み ・誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する。 ・こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシーの習得支援、フィルタリングなど、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

課題	・本市の自殺の現状をみると、20 歳未満の自殺も発生しており、こどものライフステージや置かれている立場も異なることから、引き続き、学校・家庭・仕事の悩み等多岐にわたる対策が必要です。 ・こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することがすべてのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることが必要です。また、こどもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者への周知啓発が必要です。 ・若者アンケート調査では、近所の人、町内会などの知人、消防団などの地域活動での知人、塾や習い事での知人、NPO法人など地域の人との関わりにつながりを感じていない人は半数となっています。 ・青少年健全育成機能の強化として、不登校児童・生徒への支援を含む中高生の居場所づくりの充実が求められており、青少年会館をはじめ学校以外の居場所として、さらなる環境整備や周知を図ることが必要です。 ・青少年の健全育成活動を支えるさまざまな団体と協力し、連携を深めつつ、活動を継続していくために、新たな人材の確保と育成が必要です。
----	---

今後の方向性 (具体的な施策)	○こどもの自殺対策 自他の命を大切に、自らの命を守っていくことのできるこどもの育成を図ります。 いじめ、不登校、ヤングケアラー等多様化するこどもの諸問題について、学校内はもとより、家庭・地域等とも連携し、適切な対応ができるよう取り組みを進めます。また、学校、仕事、人間関係等の悩みを抱えたこどもやその家族への相談支援を実施します。 ○こどもの安全の確保や非行等問題行動の防止 地域全体でこどもを見守り、こどもが犯罪等の被害に遭わないように、地域と行政が連携を図り、道路等における防犯灯や防犯カメラの整備、防犯・防災に対する啓発活動、SNSの危険性の啓発活動、消費者教育や交通安全教育、公園等公共施設における防犯上の死角を減らすための取り組みなどを引き続き行うとともに、通学路の安全確保に向けた取り組みの充実を図ります。 また、公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、乳幼児を連れて安心して外出ができるよう、引き続き、おむつ替えや授乳ができるスペースを備えた施設を「赤ちゃんの駅」として登録・表示する取り組みを行います。 ○青少年健全育成の推進 青少年が利用する施設の整備にあたっては、青少年児童活動の健全な発展向上を図るとともに、青少年児童の誰もが利用でき、学び、遊び、体験できる居場所となるよう、こどもの意見を取り入れます。 また、青少年会館の利用促進に向けて、市の広報による周知に加えて中学校や市内公立高等学校との連携を図ります。 地域における青少年の健全育成や非行防止に対する住民の意識の向上に引き続き取り組むとともに、将来の青少年健全育成の活動を支える人材の確保と育成に取り組みます。
主な取り組み	○こどもの自殺対策 ○子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止 ○青少年健全育成の推進
指標	○自殺対策推進事業 精神保健福祉相談延べ件数 ○地域防犯活動支援事業 防犯灯補助灯数 ○妊娠・出産・育児の切れ目のない支援推進事業 赤ちゃんの駅登録施設数 ○青少年健全育成環境づくり支援事業 青少年健全育成に関する地区住民懇談会の実施地区数 ○青少年健全育成環境づくり支援事業 「こども 110 番の家」掲出協力戸数

基本方向2「ライフステージに応じたウェルビーイングを実現します」

(1) 子どもが健やかに育ち、育ちあう環境づくり～こどもの誕生前から幼児期まで～

これまでの 主な取り組み	・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を図るため、妊娠から出産後において、保健師・助産師等による面談を通じた「伴走型支援」と「経済的支援」を一体的に実施するとともに、乳幼児健康診査のさらなる充実を図りました。 ・令和4(2022)年10月にこども総合支援センター「ほっぷ」を開設し、こどもや子育てにおける身近な相談から、こどもの発達や児童虐待、いじめ、教育に関する相談まで総合的な相談体制を整備し、相談者の不安や悩みの解消を図りました。さらに、令和6(2024)年には、児童福祉法における「こども家庭センター」として、母子保健と児童福祉が一体となり、相談支援体制の強化を図りました。 ・国による幼児教育・保育の無償化に加え実施した市内認定こども園などの保育料を無償化した市独自施策(2歳児無償化)に伴う保育ニーズの増加に対応できるよう、保育の受け皿拡大を支える保育者の確保、子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な施設整備に取り組みました。
-----------------	---

国の方針 【こども大綱】	○妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。 ・出産費用（正常分娩）の保険適用の導入や安全・安心な無痛分娩の推進など出産に関する支援等のさらなる強化について検討する。 ・周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。 ・産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取り組みを進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。 ・こども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。 ・予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取り組みを進める。 ・乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マスクリーニング等を推進する。 ・悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進する。 ・不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取り組みを推進する。 ○こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 ・こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障する。 ・待機児童対策とともに、親の就業の状況に関わらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。 ・幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく。あわせて、病児保育の充実を図る。 ・認定こども園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめさまざまな文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。 ・地域や家庭の環境に関わらず、すべてのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続
-------------------------	---

	の改善を図る。 ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。
課題	・こども総合支援センター「ほっぷ」において、母子保健と児童福祉が一体となり、妊娠・出産から安心して子育てができるよう、切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。 ・悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にもつながるよう、乳幼児健診等を推進することが必要です。 ・思いがけない妊娠やハイリスクな妊娠・出産を減らすために、プレコンセプションケアの普及啓発等が必要です。 ・少子化が進んでいるものの保育ニーズは増加しています。一方、教育ニーズは減少傾向にあることから、保育枠の確保が必要です。 ・就学前アンケート調査では、現在働いていない方の希望する働き方は、パートタイムが多く、保育の短時間利用が多いと考えられ、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者ニーズに対応していくことが必要です。 ・質の高い教育・保育が行えるように公民連携で研究・研修を実施し、広くその成果を発信し情報共有する必要があります。 ・こどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するため、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない支援を強化することが求められています。 ・地域や家庭の環境に関わらず、すべてのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが必要です。 ・日曜日・祝日や子どもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも一定あり、柔軟な保育サービスの充実が求められています。 ・認定こども園等では、外国につながるこどもをはじめ、さまざまな文化を背景にもつ子どもが共に生活しており、多文化共生への対応が求められています。 ・保育所の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの不定期に利用している事業については、引き続き一定のニーズがあることから、一時預かりの手続きの周知、WEBなどの活用により事業を利用しやすくする工夫が必要です。 ・保育ニーズの高まりに合わせて、保育士等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減を図ることが必要です。

今後の方向性 (具体的な施策)	○妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援の充実 こども総合支援センター「ほっぷ」において、母子保健と児童福祉が一体となり、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を図るため、情報提供や相談支援を充実します。また、乳幼児健診をはじめ、各種予防接種、周産期及び小児医療体制の提供等、保健・医療の連携を強化します。さらに、悩みを抱える保護者などを早期に発見し、必要な支援に導くことで、児童虐待の予防や早期発見にもつながるため、乳幼児健診などの取り組みを積極的に推進します。 不妊・不育治療に対する支援、予期せぬ妊娠や性に関する相談支援とともに、性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発などのプレコンセプションケアの推進に取り組みます。 ○子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実 人生を幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごすために特に大切な時期の道しるべとして策定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」を踏まえた取り組みを進めます。 親の就業の状況に関わらず特に3歳未満の子育てをする親が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点など、地域の身近な場を通じた支援を充実します。就学前教育・保育の質の向上に向け、公立と私立との連携・協力のもと、研修等の充実を図り、各施設と情報共有を行いながらその成果を発信していきます。 すべての子育て家庭が就労要件を問わず、柔軟に利用できる新たな通園制度の創設及び円滑な実施に取り組みます。 子どもが病気の時、一時的に保育が必要なとき、また、医療的ケア児や特別な配慮を必要とする子どもなど多様なニーズに答えるとともに、認定こども園等に通っていない子どもも含め、すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備します。 育児に関する相談やアドバイスを行う子育てパートナーや家事支援を提供するヘルパーの派遣、相互援助活動の支援、夜間や休日、短期の児童養育や子どもの急病時の保育など、子育てに関するさまざまなニーズに応えます。 認定こども園等で、外国につながるこどもをはじめ、さまざまな文化を背景にもつ子どものそれぞれの文化の多様性を尊重し、多文化共生の対応を進めていきます。 年度途中の認定こども園等の入所希望者への対応や一時預かり、延長保育、休日保育、幼稚園での預かり保育など、利用者の多様な子育てニーズに柔軟に対応するための取り組みを引き続き継続して行います。これらの子育て支援事業については、「八尾市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて計画的に充実を図っていきます。 保育ニーズの増加を踏まえ、保育教諭の確保や入所施設等の計画的な整備などに取り組みます。 学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。 子どもの個々の発達の特性を早期に把握し、就学前から就学期への円滑な移行のため5歳児健康診査を実施するとともに、就学後も切れ目なく支援を提供できるよう保健・医療・福祉・教育の各分野との連携によるフォローアップ体制の整備を行います。
主な取り組み	○妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援の充実 ○幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

指標	○母子訪問相談事業 妊婦の把握率 ○乳幼児健康診査事業 4か月児健診受診率 ○認定こども園等整備計画推進事業 保育入所受入れ枠 ○就学前教育・保育の充実 市内で働く保育士・保育教諭数
----	---

基本方向2「ライフステージに応じたウェルビーイングを実現します」

(2) 子どもが成長できる社会づくり～学童期・思春期～

これまでの 主な取り組み	・全国学力・学習状況調査等の各種調査結果に基づき、学力及び学習状況を把握・分析し、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、各学校での効果的な取り組みの情報共有や学習者用端末等を有効活用した授業改善などを通じて、教育指導の充実や学習状況の改善を進めました。 ・各学校において、発達段階に応じた体系的・系統的な道德教育やキャリア教育の年間指導計画を策定し、集団としての規範意識・個々の意識の向上や、自己肯定感・自己有用感を高めました。 ・学校における働き方改革推進のため、ＩＣカードによる勤怠管理の導入をはじめ、業務改善、教職員の意識改革に取り組み、教職員の負担軽減につなげました。 ・市長部局と教育委員会が連携した推進体制のもと、学校の部活動改革の検討を進め、「八尾市における部活動等のあり方に関する方針」を策定しました。 ・地域とともにある学校づくりを推進するため、学校評議員制度により、学校・家庭・地域の連携を図るとともに、関係課による連絡会議等を開催し、情報共有や意見交換、今後のあり方や仕組みづくりなどについて検討を行いました。 ・放課後の子どもの過ごし方では、子どもたちの安全な居場所づくりを推進するため、また、保護者が安全で安心して子どもを預けることができる環境づくりを進めるため、公立の小学校内の教室を中心に放課後児童室を拡大し、利用しやすいように保育時間の設定を見直すなど、放課後児童室の環境整備等に取り組みました。 ・教職員研修や、児童・生徒対象の脱いじめ傍観者教育の実施、いじめの防止に係る学習プログラムの作成、八尾市こどもサミットの開催などを通して、「いじめをしない、させない、許さない」環境の醸成を図るとともに、専門家や関係機関と連携した相談・支援体制を充実しました。 ・こども家庭庁のモデル事業として、直接、子どもの声を聞くツールとして「いじめ報告相談アプリ」を導入しました。また、市内小・中学校の全児童・生徒にいじめ防止啓発カード、学校や公共施設に対してポスターやチラシを配付し、いじめ相談窓口のさらなる周知に取り組みました。 ・不登校や問題行動等の課題を抱える子どもの課題解決に向けて、支援体制の充実を図るとともに、学校内外での居場所づくり等により、どこにもつながっていない児童・生徒の減少につなげました。 ・関係機関や外部専門家等と連携した相談支援体制の充実により、さまざまな課題を抱える保護者に対し、きめ細やかな支援や対応を行いました。
-----------------	---

国の方針 【こども大綱】	○こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・住んでいる地域に関わらず、すべてのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。 ・学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていく ・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。 ・社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する。 ・学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。学校給食無償化の課題の整理等を行う。 ○居場所づくり ・放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図る。 ○いじめ防止 ・首長部局と教育委員会が連携し、国公私立のすべての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取り組みの実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。 加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。 ・すべてのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進する。 ・いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じる ・地方公共団体における総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、首長部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組む。
-------------------------	---

	○不登校のこどもへの支援 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NP0やフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する。
課題	・全国学力・学習状況調査などからみると「言語活動の充実」及び「情報活用能力の育成」に関する学力に課題があります。 ・一人ひとりの豊かな人間性を育み、自己肯定感や自己有用感を高めるなど子どもたちの人格形成のため、体験活動等を活かした道徳教育やキャリア教育の充実を一層推進していくことが必要です。 ・ICTを活用した学習指導環境が一定整った中、個別最適な学びや協働的な学びを実現していくことが必要です。 ・児童・生徒が抱える課題の多様性に伴い、対応する教職員の業務量が課題となっていることから、教職員の負担を軽減するさらなる取り組みが必要です。 ・学校部活動の現状や課題を踏まえ、持続可能な活動とすることが求められています。 ・子どもの育ちを見守る取り組みについては、地域での活動等において、さまざまに組み込まれているが、学校と関係する地域団体の状況等により取り組み状況が異なるため、各地域での実情も踏まえて進めることが必要です。 ・就学前アンケート調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方について、放課後児童室について低学年で6割近く、高学年で3割半ばの利用希望があります。放課後児童室のニーズは引き続き高い傾向にあり、週5日以上の利用希望が多いことから、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童室の受け皿整備を着実に進め、安定的な運営を確保していくことが必要です。 ・貧困解消アンケート調査では、困窮世帯の子どもに食事が満足にとれていないという傾向が見られました。特に成長期は体の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる重要な時期であることから、子どもの生活習慣の見直しや食生活の改善のために、食育の推進に取り組むことが必要です。 ・いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等における子ども主体でのいじめ防止に資する取り組みの実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化することが必要です。 ・いじめの認知件数や、全国的な自死の増加等の命に関わる事象を踏まえ、さまざまな人権課題とも関連させながら、命を育む教育を推進していくことが必要です。 ・いじめの問題は学校だけでなく複合的課題が存在する場合があるため、子どもからの相談を幅広く受ける環境づくりと、行政、学校や地域団体などの連携強化や個々の意識向上が課題です。 ・不登校をはじめとするさまざまな課題を抱える児童・生徒への支援ニーズが高まり、個々の課題が複雑化する傾向にあるとともに、対応件数も増加し、一定レベルの課題改善にまで達するケースの割合が低下しています。 ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組み及び児童・生徒の個々の状況に応じた適切な支援が必要です

今後の方向性 (具体的な施策)	○子どもが安心して過ごし学ぶことのできる仕組みづくり 基礎的、基本的な言語などの知識理解を深め、論理的に自分の考えを書く活動や必要な情報を収集・選択する活動に取り組みます。 体験活動等を生かしたキャリア教育や道徳教育の充実を図り、自己肯定感や自己有用感を高める取り組みを進めます。 実践に活かせる各学校の取り組み事例を共有するとともに、ＩＣＴにかかわる研修の充実を図り、ＩＣＴを活用した指導力など教職員の資質向上に取り組みます。 子どもたちと向き合う時間や自らの資質や能力の向上を図る時間を確保・充実できるよう、学校における働き方改革を進めます。 また、学校部活動における課題の解決に向けて、複数校の生徒が一つの中学校に集まって合同で活動したり、地域団体や民間事業者等が指導・運営を担うなど部活動改革を進めます。 学校評議員制度による連携を図りつつ、各地域の状況を踏まえながら、本市の実情に合った学校・家庭・地域の連携・協働を進めます。 成長期の子どもの健やかな体の育成のため、食に関する指導や、食育の推進を図ります。 ○すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごせる場づくり 次代を担う人材の育成のため、放課後子ども教室及び放課後児童室事業を充実します。また、民間団体とも協力し、さまざまな体験・活動を行うことができる機会を創出し、すべての子どもが、安心して過ごせる多様な居場所でチャレンジできる環境をつくります。 ○いじめ防止、早期発見の取り組み いじめ問題に関して、法律にのっとった適切な対応が図られるよう、早期の段階から関係機関や専門家等と連携した相談・支援体制の充実を図ります。 学校が主体的にいじめ問題に取り組むとともに、「いじめをしない、させない、許さない」環境の醸成を図るため、教育委員会とも連携した取り組みを推進します。 学校や保護者以外にも、子どもが気軽に相談できる環境を構築するとともに、啓発活動等を通して、すべての人がいじめに対する正しい知識、理解を深め、いじめを認知しやすい環境づくりを進めます。 ○不登校の子どもへの支援 学校内外の居場所づくりを進めるとともに、不登校児童・生徒に対する早期発見・早期対応に努め、不登校児童・生徒が社会的自立に向かうことをめざします。 不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援の充実を図るため、校内教育支援ルームを充実させ、オンラインを活用した学習やコミュニケーション活動の支援などを行うとともに、フリースクールなどの民間施設や地域とも連携した不登校対策を推進します。また、関係機関をはじめ、スクールカウンセラー、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した相談・支援体制の充実を図ります。
----------------------------	---

主な取り組み	○確かな学力、豊かな心の育成 ○子どもの人権を守る教育の充実 ○教育相談及び教育支援体制の充実 ○多様なニーズに対応した教育の推進 ○学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進 ○学校・家庭・地域の連携・協働の推進 ○放課後子ども教室及び放課後児童室事業の充実
指標	○「命を育む教育推進事業 いじめ問題対策事業 自分にはよいところがある」と思う児童・生徒の割合 ○放課後児童室事業 放課後児童室の待機児童数 ○いじめからこどもを守る八尾づくり推進事業 いじめ等相談対応件数

基本方向2「ライフステージに応じたウェルビーイングを実現します」

(3)若者が希望を持ち自立・チャレンジできる環境づくり～青年期～

これまでの 主な取り組み	・就労困難者などの職業能力を高めるため、各種講座の実施や国・府をはじめとした関係機関の講座の案内、就労支援を実施するとともに、就労困難者等に寄り添い型支援を実施する中で、中間的就労の場や社会的居場所といったコミュニケーション訓練の場を提供しました。 ・困難を有する若者やその家族が安心して過ごすことができるよう、相談業務などを通じて当事者の現状や課題の把握に努めるとともに、困難を有し、支援を必要とする若者やその家族に対して、必要な相談、助言や指導を行うことができるよう相談・支援体制の充実を図りました。 ・妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を得るための取り組みや、結婚等の経験したことのない将来の不安を解消するための取り組みを進めるとともに、大阪府と連携した結婚支援の取り組みを進めてきました。
-----------------	---

国の方針 【こども大綱】	○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ・様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンスルなどは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討する。 ○就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み ・就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積み、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。 ・離職する若者の早期の再就職のための、キャリア自律に向けた支援を行う。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組む。 ・地方創生に向けた取り組みを促進する。特に、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取り組みを支援していく。 ○結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取り組みを推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。 ・結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。 ○悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 ・子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者や、その家族に対する相談体制の充実を図る。 ・こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について、学生を含む若者に周知する。 ・悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう、情報等を周知する。
-------------------------	--

課題	・若者アンケートでは、「自分に自信がある」と回答した割合が5割にとどまり、4割の若者が「積極的に挑戦することができる」という回答をしなかった一方で「社会のために役に立つことをしたい」と回答した若者は8割となっていた。将来にむかう力をはぐくむ支援として、若者の挑戦を後押しする仕組み、挑戦する体験（成功体験）をとおして自信をもつ取り組み、市の政策課題の解決にむけた事業を通じて自己有用感を高める取り組みが必要です。 ・若者アンケート調査では、15歳～39歳で、現在、悩んでいることや困っていることについて、「収入、生活資金のこと」が最も高く、次いで「仕事や職場のこと」となっており、経済的なこと、就労のこととなっています。若者の就職支援として、引き続き、就労に悩みを持つ若者が円滑に就職できるように、きめ細やかな相談のほか、その若者の個性や持つ力に応じた支援が必要です。また、ハローワーク等と連携しながら若者への包括的な就職支援が必要です。 ・若者アンケート調査では、ひきこもり傾向がある人で、「困ったときは助けてくれる人がいる」の割合が低くなっています。そのため、さまざまな媒体を用いた情報発信とともに、ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えている若者やその家族に対する相談体制の充実を図ることが必要です。また、複雑化・複合化した課題に対しては包括的な対応が求められており、関係機関と連携した対応が必要です。支援につながりにくい子どもや若者の状況を把握し、支援ネットワークへつなげる体制づくりが必要です。さらに、子どもや若者が現状から一歩踏み出したり、自信や自立につながる場や機会が必要です。
----	--

今後の方向性 (具体的な施策)	○将来に向かう力をはぐくむ支援 若者の主体的な取り組みや主体性を育む取り組みを支援することで、若者がチャレンジできる環境づくりに取り組みます。 ○安定した生活を送るための就労支援 就労に悩みを持つ若者が円滑に就職できるよう、企業等とのマッチング支援やキャリア自律に向けた支援を関係機関と連携しながら、包括的に取り組みます。 ○悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実 困難を有する若者やその家族が安心して過ごすことができるよう、相談業務などを通じて当事者の現状や課題の把握に努めるとともに、必要な相談、助言や指導を行うことができるよう相談・支援体制の充実を図ります。 若者が抱えているさまざまな事情について、専門団体や組織との連携を深め、相談しやすい体制を整えるとともに、わかりやすい情報発信を行います。また、支援につながりにくい若者に対しては、アウトリーチを通じた支援を進めます。 さらに、若者が現状から一歩踏み出したり、自信や自立につながる場や機会づくりを通じて、若者がチャレンジできる環境をつくります。 ○結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 若者が妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を得るための取り組みや、結婚等の経験したことのない将来の不安を解消するための取り組みを進めるとともに、大阪府と連携した結婚支援の取り組みを推進します。
主な取り組み	○若者がチャレンジできる環境づくり ○若者へのさまざまな就労支援 ○悩みを抱える若者や家族に関する相談体制の充実
指標	○無料職業紹介事業 就職件数 ○パーソナル・サポート事業 パーソナル・サポート事業相談件数 ○こども・若者育成支援事業 若者相談窓口相談件数 ○こども・若者育成支援事業 提案事業助成件数

基本方向3「保護者が安心して子育てができる環境を確保します」

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

これまでの 主な取り組み	・子育て世帯の経済的負担軽減のため、高校生年代までの子どもの医療費を助成しました。 ・市独自施策として2歳児課税世帯においても幼児教育・保育無償化を行い、保護者に対して経済的負担の軽減を図りました。 ・中学校での全員給食を実施するとともに、物価高騰等による子育て世帯への支援や経済的負担の軽減策として、小学校及び中学校の給食費の無償化を実施しました。
国の方針 【こども大綱】	○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。 ・高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版H E C S）の本格導入など、さらなる支援拡充を検討し、必要な措置を講じる。 ・児童手当について、次代を担うすべてのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化し、拡充する。
課題	・就学前アンケート調査では、保護者自身の気になることについて、「こどもの教育にかかる経済的な不安が大きいこと」「仕事や趣味など自分の時間が十分取れないこと」の割合が高く、経済的な不安、自分の時間がとれないことが高くなっており、今後も、安心して子育てができるよう、経済的支援等の充実が求められています。
今後の方向性 (具体的な施策)	○幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減 幼児教育・保育無償化により保護者の経済的支援を図ります。 ○児童の健やかな成長のための手当等の支給 次代を担うすべてのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として、高校生年代までの子どもを養育するすべての世帯に対し、児童手当を支給します。また、ひとり親家庭や障がい児を養育する世帯、低所得世帯など、特に支援が必要な世帯については確実に対象を捕捉し、公的な経済支援につながるよう努めます。 ○こどもの健康を守るための医療費等の負担軽減 こどもの健康を守るため、引き続き、高校生年代までのすべての子どもの医療費等を助成します。
主な取り組み	○児童手当や子ども医療費助成など、公的な経済支援の実施 ○保育料の減額や奨学金による保育・教育に係る負担の軽減 ○教育・保育無償化による経済的負担の軽減
指標	○児童手当関係事務 児童手当給付対象児童数 ○幼児教育・保育の無償化対応事務 認定者数

基本方向3「保護者が安心して子育てができる環境を確保します」

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援の充実

これまでの 主な取り組み	・本市では、公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、引き続き、おむつ替えや授乳ができるスペースを備えた公共・民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録・表示することにより、乳幼児を連れて安心して外出ができるよう取り組みました。 ・防災教育をはじめとしたさまざまなテーマによる授業を地域や保護者に公開しながら実施することにより、家庭・地域・学校が共に協力してこどもを育てるという意識の醸成を図りながら、地域全体で地域の教育力の向上に取り組みました。 ・本市では、学校、地域等の連携のもと、子育てに悩みや不安を抱える家庭に対する支援を行うため、引き続きスクールソーシャルワーカーによる研修等を通じて、こども・保護者が抱えるさまざまな課題への早期発見・早期対応を推進し、総合的な家庭の教育力の向上を図りました。 ・子育てを通して親として成長し、親が子育ての喜びを実感できるよう、また、こどもが社会生活を営んでいくための基本的倫理観や基本的ルール等、その家庭の教育力を高めることができるよう、家庭教育に関する学習機会や情報提供を行いました。
国の方針 【こども大綱】	○地域子育て支援、家庭教育支援 ・地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めてすべてのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行う。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進める。 ・一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取り組みを推進する。 ・保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。

課題	・就学前アンケート調査（自由意見）では、こどもたちの遊べる場所を増やしてほしい、ベビーカーやこどもを乗せて自転車移動するのに不安があるので、道を整備してほしい等の意見があり、公園や道路の整備など、安全・安心できる環境づくりが必要です。 ・就学前アンケート調査で、保護者の用事等で「こどもをやむを得ずこどもだけで留守番をさせた」という回答がごくわずかながらありました。詳しい当事者の状況がわかりませんが、制度を知らなかったり、周囲に知人や親族がおらず孤立した環境にあり、相談できる人や機関がなかった可能性も考えられます。 ・地域では、自主的に活動しているさまざまな人や団体があることから、状況把握に努めるとともに、必要な人へ必要な情報が届くような情報発信が必要です。 ・貧困解消アンケート調査では、家の大人との関わりについて、社会のできごとについて話すことが少ない傾向が見られ、美術館での絵画鑑賞などの文化活動についても、頻度が少ない傾向がみられました。今後、保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者に寄り添いながら、切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるようニーズに応じたさまざまな子育て支援に取り組む必要があります。
----	--

今後の方向性 (具体的な施策)	○ライフスタイルの多様化に応じたさまざまな子育て支援の推進 ライフスタイルの多様化に伴うさまざまな子育て支援のニーズに応えるため、引き続き、ママ・サポート事業や、地域子育て支援推進事業、つどいの広場事業などの取り組みを行います。 また、市ホームページ、生活応援アプリ「やおっぴ」、SNS等の活用により、子育て家庭等が必要な情報を必要な時に得られる情報発信を行います。 相談相手がいない状況をなくすため、身近な相談先として、地域子育て支援センターやつどいの広場、認定こども園等での子育て相談を引き続き実施するとともに、保育教諭や保健師などによるコミュニティセンター等を活用した相談支援の充実を図ります。身近な場所に設置された相談先での専門職による支援の推進や、子ども家庭センター（児童相談所）等の関係機関とのさらなる連携の強化を図ります。 その他、子育て家庭のニーズを把握して、適切な教育・保育施設や地域子育て支援等を円滑に利用できるよう、利用者の立場に立った相談や情報提供を行う利用者支援事業の充実を図ります。 ○地域の自主的な子育て支援活動の活性化 子育て家庭等に向けた地域におけるイベントやサークル等の活動に関する周知を行います。また、地域で自主的・主体的にこどもや子育てに関わる活動を行う人や団体の把握に努め、必要とする子育て家庭等に必要な情報が届くように努めます。 さらに、情報提供体制の充実を図るなど、地域団体や関係機関との連携を強化します。 ○すべての親が安心してできる家庭教育の支援 子育てを通して親として成長し、親が子育ての喜びを実感できるよう、引き続き家庭教育に関する学習機会や情報提供を行います。 また、学校、地域等の連携のもと、子育てに悩みや不安を抱える家庭に対する支援を行うため、引き続きスクールソーシャルワーカーによる研修等を通じて、こどもや保護者が抱えるさまざまな課題への早期発見・早期対応を推進し、総合的な家庭教育の支援を図ります。 さらに、防災教育をはじめとしたさまざまなテーマによる授業を地域や保護者に公開しながら実施することにより、家庭と地域、学校が共に協力してこどもを育てるという意識の醸成を図りながら、地域全体で地域での教育に取り組めます。
主な取り組み	○身近な場所で子育てに関する相談ができる体制整備 ○地域の自主的な活動をする人や団体の把握や情報発信 ○非認知能力の育成をはじめとする家庭教育の支援
指標	○地域子育てつながりセンター事業 子育て相談件数 ○家庭教育学級事業 家庭教育学級の延べ実施回数

基本方向3「保護者が安心して子育てができる環境を確保します」

(3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

これまでの 主な取り組み	・職場環境の整備や働き方の見直し、育児休業の利用の促進など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みが社会全体に広がるよう、働き方改革に取り組む企業の事例紹介など市民や企業等に対して意識啓発を行い、ワーク・ライフ・バランス推進の機運の醸成を図りました。
国の方針 【こども大綱】	○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ・男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく。 ・長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生充実を図ることにより、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるような環境整備を進める。 ・男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。 ・男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しによりさまざまなケースに対応した実効性の高い取り組みの充実を図る。
課題	・共働き世帯が増加している状況の中で、性別に関わらず家族一人ひとりが、家事・育児といった家庭の責任をともに担うことが大切です。そのため、家事・育児・家庭の行事等は家族が共同で行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。 ・就学前アンケート調査では、育児休業を取得している保護者は、平成 30(2018)年度から令和5(2023)年度にかけて母親、父親ともに増加しています。また、父親の取得していない理由について、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」など職場に関する内容が平成 30(2018)年度より増加しており、休暇の取得のしやすさについて、父親の職場環境の二極化がうかがえます。今後も、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。さらに、男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しによりさまざまなケースに対応した実効性の高い取り組みの充実を図ることが必要です。
今後の方向性 (具体的な施策)	○ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 - 職場環境の整備や働き方の見直し、育児休業の利用の促進など、多様な働き方を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みが社会全体に広がるよう、市民や企業等に対して意識啓発を行い、ワーク・ライフ・バランス推進の機運を醸成します。 ○共働き・共育での推進 - 女性の社会進出が拡大する中、子育て支援サービスの充実とあわせて、男性の家事・子育てへの積極的な参画を促進するため、学習機会の提供や情報発信を行います。
主な取り組み	○多様な働き方の推進 ○ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ○育児に関する休暇等の取得啓発
指標	○男女共同参画推進事業 男女共同参画が実現していると思う市民の割合

基本方向3「保護者が安心して子育てができる環境を確保します」

(4)ひとり親家庭等への支援

これまでの 主な取り組み	・本市では、ひとり親家庭等の自立支援の推進に当たっては、こどもの幸せを第一に考え、親自身の努力を基本とし、経済的支援として手当の支給や医療費の助成等を行うとともに、就労や生活の安定を図るための家事支援や安定した仕事に就いて自立するための就業支援・養育費確保支援等を行いました。 ・母子・父子自立支援員が各家庭の事情に合わせた最適な支援・サービスをコーディネートし、自立に向けたきめ細かな対応と子どもへの必要な支援を行いました。
国の方針 【こども大綱】	○ひとり親家庭への支援 ・児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。こどもに届く生活・学習支援を進める。 ・別居等により実質的にひとり親となっている方を含む多くのひとり親に対して、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、さまざまな課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。 ・こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。
課題	・ひとり親アンケート調査では、よりよい就職や仕事の問題解決のために必要な支援策について、「母子世帯に対する雇用主の理解」、「技術・資格取得の支援」、「職業紹介の充実」が多くなっています。また、現在、望むことについて、「子どもの就学援助の拡充」、「年金・児童扶養手当の拡充」が多くなっており、ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが必要です。 ・「困ったことがあるときの相談先がない」と答えた人もおり、より多くの人に情報が届くよう、さまざまな媒体を用いた情報発信をするとともに、保護者の悩みを受け止める相談体制の充実が必要です。 ・ひとり親アンケート調査では、離別した相手との間で子どもの養育費の取り決めや養育費の受け取りの状況について、「取り決めをしておらず、受け取っていない」が5割上と高くなっています。 国が策定する「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」に「ひとり親世帯の養育費受領率」が指標として追加されました。養育費確保支援事業など、ひとり親家庭や養育費の支払いに困難を抱える人への支援が必要です。

今後の方向性 (具体的な施策)	○ひとり親家庭等が抱えるさまざまな課題への支援 引き続き、ひとり親家庭への経済的支援として手当の支給や医療費の助成等を行います。 また、生活の安定を図るため、家事支援や安定した仕事に就いて自立するための就業支援等を行います。 ○ひとり親家庭等に対する相談支援の強化 多様な課題への相談支援ができるよう母子・父子自立支援員の資質の向上を図るとともに、関係機関等とも連携し、ひとり親家庭等の世帯の相談体制を強化します。 ○親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取り決めの促進 養育費の取り決めに係る費用への補助など、ひとり親家庭や養育費の支払いに困難を抱える人への支援を行います。また、共同親権など、家族制度の変さらに伴う共同養育についての啓発等を行います。
主な取り組み	○ひとり親家庭等への相談支援の充実 ○ひとり親家庭等への就労に向けた支援の実施
指標	○母子家庭等自立支援事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給件数 ○母子家庭等自立支援事業 母子家庭自立支援員の相談件数